

Ⅲ.5-1 堆積物の除去・除染及び解体撤去時における 環境保全対策マニュアル

第1 マニュアルの主旨

1. 堆積物の除去・除染及び解体撤去時における環境保全対策マニュアルは、豊島中間保管・梱包施設等の撤去対象範囲の撤去等における環境保全対策を定めたものである。
2. 本マニュアルに定める環境保全対策は、必要に応じて適宜見直すこととする。

[解説]

本マニュアルは、豊島中間保管・梱包施設等の撤去対象範囲の堆積物の除去・除染及び解体撤去時に発生する排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による周辺環境への影響を防止するための措置を定める。

なお、環境保全対策の内容は、必要に応じて適宜見直すこととする。

第2 マニュアルの概要

1. 本マニュアルは、撤去等に伴う環境保全対策として、排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等について記載する。

[解説]

作業前及び作業中に実施する排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等に関する環境保全対策について記載する。

第3 排気対策

1. ダイオキシン類等に汚染された空気及び粉じん等が作業場の外側に飛散しないよう、作業場内を原則として負圧に保つとともに密閉養生する。
2. 排気は、除じん装置や活性炭フィルター等により適切な処理を行った上で、大気に排出する。
3. 原則として、解体工事に使用する重機類は排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型を採用することとする。

[解説]

作業場内に浮遊する粉じん等を極力低減するため、吸引を主とした清掃を適宜実施する。

密閉養生として、扉・シャッター・窓等は全閉とする。また、設備・ダクト等の貫通部は設備等の撤去後は開口となるため、外壁や安全上必要な箇所には、鉄板やシート等で開口部を塞ぎ密閉する。

排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型の重機類を採用することにより、周辺環境への影響を防止する。

第4 排水対策

<豊島における排水対策>

1. 高圧洗浄作業により発生した排水は、場内の排水経路から汚水ピットに貯留し、高度排水処理施設で処理を行う。
2. 排水経路及び汚水ピットの点検を1日に1回以上行うとともに、高圧洗浄等の作業の実施前には、排水が作業場外に漏洩しないか必ず確認する。また、必要に応じ、排水が漏洩しないよう措置を行う。

<直島における排水対策>

3. 高圧洗浄に伴い発生した排水は、既設又は仮設の排水処理設備で処理を行い、処理水の一部を循環して高圧洗浄に再利用する。
4. 排水経路及び汚水ピットの点検を1日に1回以上行うとともに、高圧洗浄等の作業の実施前には、排水が作業場外に漏洩しないか必ず確認する。また、必要に応じ、排水が漏洩しないよう措置を行う。
5. 中間処理施設稼働中の排水の一部や、中間処理施設の稼働停止後に生じる排水については、必要に応じて既設又は仮設の排水処理設備で処理し、外部放流を行うものとする。

[解説]

<豊島における排水対策>

高度排水処理施設の処理能力を超えないよう、1日の洗浄水の使用量を事前に計画しておく。

排水経路及び汚水ピットの点検を定期的実施するとともに、作業場外への排水の漏洩に伴い周辺環境への影響が生じないように必ず確認する。また、作業開始前及び作業中に、作業責任者が排水の作業場外への漏洩がないことを確認する。

<直島における排水対策>

高圧洗浄に伴い発生した排水は、既設又は仮設の排水処理設備で処理を行い、処理水を循環して再利用する。処理水の再利用にあたっては、定期的な水質検査等を実施することにより、再利用に支障がないか確認する。

排水経路及び汚水ピットの点検を定期的実施するとともに、作業場外への排水の漏洩に伴い周辺環境への影響が生じないように必ず確認する。また、作業開始前及び作業中に、作業責任者が排水の作業場外への漏洩がないことを確認する。

中間処理施設稼働中の排水の一部や、中間処理施設の稼働停止後に生じる各冷却水用及び排水処理用の水槽並びに各機器・タンク等からの排水の一部は、必要に応じて既設又は仮設の排水処理設備で処理を実施し、外部へ放流を行う。

第5 騒音・振動・悪臭対策

1. 騒音対策

撤去等の作業中は、扉・シャッター等を閉じる又は開口部等に仮設の囲いを設ける等の騒音対策を行う。

また、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型の重機類の採用により騒音対策を行う。

2. 振動対策

切断方法及び使用機材による振動の発生が大きい場合は、必要に応じて切断方法等を変更する。

また、騒音対策と同様に、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型の重機類の採用により振動対策を行う。

3. 悪臭対策

排気対策の実施により悪臭対策を行う。

[解説]

○騒音対策

扉・シャッター等を閉じる又は開口部等に仮設の囲いを設ける等により、騒音対策を行う。

また、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型の重機類を採用することにより周辺環境への影響を防止する。

○振動対策

切断方法の決定時に、必要に応じて対策を計画する。

また、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型の重機類を採用することにより周辺環境への影響を防止する。

○悪臭対策

活性炭フィルター等による排気対策を徹底することにより、悪臭対策を行う。

第6 廃棄物等の対策

1. 撤去等の作業に伴い生じた廃棄物等への対応は、「Ⅲ.3 除染等廃棄物の処理ガイドライン」及び「Ⅲ.4 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別確認と払出し・処理委託ガイドライン」に従うものとする。

2. 撤去等の作業時に発生した二次廃棄物は、周辺環境に配慮した隔離・保管を実施し、適正な処理委託を行う。

[解説]

撤去等の作業に伴い生じた廃棄物等への対応は、「Ⅲ.3-1 除染等廃棄物の処理マニュアル」及び「Ⅲ.4-2 施設撤去廃棄物等の分別・処理委託マニュアル」に従う。

また、撤去等に使用した保護具及びウエス等の二次廃棄物は、飛散及び漏洩しないよう適切な措置を行ったうえで作業場内に一時保管し、熔融処理又は適正な処理委託を行う。